

東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書

東日本大震災から5年4カ月が経過した。

政府の原子力緊急事態宣言はいまだ解除されておらず、十分な復興には、まだまだ時間がかかると思われる。現地の日も早い復興と長期避難されているすべての皆さんの早期の生活再建に取り組まなければならない。

そのような中、国と福島県は、平成29年3月末をもって、区域外への自主避難者に対する住宅の無償提供を終了させる方針を示した。

京都府では、国及び福島県の方針を踏まえた上で、独自に府営住宅などの無償提供を入居日から6年間、実施しているところであり、平成28年7月1日現在の京都府内への避難者は、「避難者登録制度」の登録者を含め277世帯、635名となっている。

昨年8月に京都府・京都市が共同で、避難者205世帯を対象に実施した住居意向調査では、半数以上の方が京都での居住継続を希望するとの結果であった。

ついては、国におかれては、避難者の生活の基盤となる住宅への支援について、次の事項について強く要望する。

- 1 東日本大震災による自主避難者の実態調査を行った上で、地方自治体が必要と判断した経過的住宅支援の継続等、自由裁量で活用できる交付金等の財政措置を講じること。
- 2 「子ども・被災者支援法」に基づく住宅支援制度の構築を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月15日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
地方創生担当大臣	石 破 茂 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕